

清水町立清水西幼稚園を活用した
児童発達支援センターに係る募集要項

令和8年7月
清水町教育委員会こども未来課

目 次

1	概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	清水町立清水西幼稚園の現況・・・・・・・・	1
3	移譲の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	欠格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	本施設の改修等に伴う助成・・・・・・・・	3
7	移譲の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	主なスケジュール・・・・・・・・・・	5
9	選定の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
10	応募手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
11	失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
12	【別紙1－1】位置図・・・・・・・・・・	9
13	【別紙1－2】土地の公図（写）・・	10
14	【別紙1－3】平面図・・・・・・・・・・	11
15	【別紙2】運営法人選定方法・・・・・・・・	13
16	【別紙3】運営法人選定基準・・・・・・・・	14

募集要項

清水町が令和6年5月に策定した「清水町幼稚園・保育所再編計画」では、「幼稚園・保育所の施設配置の適正化」、「民間活力の活用」、「児童発達支援の充実に資する施設整備」を基本方針として掲げています。本計画に基づき、清水町立清水西幼稚園の施設を活用し、民間事業者による児童発達支援センター（※）への改修及び運営を行う法人を募集します。

※ 児童発達支援センターとは、児童福祉法第43条に規定され、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいう。

1 概要

令和9年度末をもって閉園する西幼稚園の建物等を民間事業者は無償譲渡し、民間事業者による施設改修後、児童発達支援センターを設置します。

本町の療育の中核を担う児童発達支援センターとして、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者のノウハウを最大限に活用し、長期的かつ安定的な運営体制の構築を目指すため、民間移譲により設置・運営を行います。

なお、児童発達支援センターは、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所施設等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、各市町村に1か所以上設置することとされており、本町においては、第4期清水町障害児福祉計画（令和8年度策定）にて、令和11年度を目途に設置する旨を明記することとしています。

2 清水町立清水西幼稚園の現況

(1) 所在地 静岡県駿東郡清水町長沢238番地の1

(2) 敷地面積 2,739㎡（借地）

清水町長沢字原木田238番1 宅地（田）2,549㎡（借2,606.31㎡）

清水町長沢字原木田238番2 宅地（田）6.61㎡（借11.84㎡）

清水町長沢字原木田238番4 宅地（田）77㎡（借77.27㎡）

清水町長沢字原木田239番1 宅地（田）42㎡（借43.58㎡）

計 2,674.61㎡（借地面積2,739㎡）

- (3) 現行建物 鉄骨造 2 階建て 延べ床面積1,026㎡
- (4) 都市計画法上の区域区分 市街化調整区域
- (5) 建築年度 平成 7 年度（平成 8 年 3 月建築）
- (6) 施設内容 園舎（保育室 6 室、職員室、会議室、休憩室、教材印刷室、保健室、厨房、教材庫（7 カ所）、プレイルーム、トイレ（児童用 3、大人用 2）、リズム室（ステージあり））
- (7) 附属施設 倉庫、飼育小屋、遊具他
- (8) その他 令和10年 3 月31日をもって、幼稚園施設としての利用を廃止する。

3 移譲の内容

- (1) 建物 本施設において児童発達支援センターを運営することを条件に、契約を締結の上、現状有姿のまま無償で譲渡する。
※建物等の譲渡に係る契約については、清水町議会の議決を要する。
- (2) 土地 借地であるため、令和10年 4 月以降の土地の使用については、法人が土地所有者と借地契約を締結すること。借地料の算定については、町に準ずる形とすること。
また、借地に係る維持管理は、移譲法人の責任及び負担において行うこと。

4 応募資格

次の(1)または(2)のいずれかの実績を有する法人とする。

(1) 障害児通所支援等の実績

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 2 の 2 に規定する「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「放課後等デイサービス」または「障害児相談支援」のいずれかの運営実績が、応募時点において通算 2 年以上あること。

(2) 他分野の福祉事業等における実績（特例要件）

(1)の実績を有しない場合であっても、次のアからカまでのいずれかの事業の運営実績が、応募時点において通算 2 年以上あること。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業

イ 児童福祉法第39条に規定する保育所

ウ 児童福祉法第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く）

エ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する企業主導型保育事業

オ 学校教育法第1条に規定する幼稚園

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園

ただし、本特例要件により応募する場合は、児童発達支援センターとして必要とされる専門性および地域中核機能を補完・担保する具体的な計画が提示されていることを条件とする。

5 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、選定又は指定を受けることができない。

(1) 一般競争入札の参加停止及び指名停止等の期間中であるとき。

なお、期間中とは、応募書類の提出期限から契約締結日までの間をいう。

(2) 納付すべき国税又は地方税を滞納しているとき（法人の役員も同様とする。）。

なお、町税の納税状況については、清水町による関係公簿の調査に同意すること。

(3) 法人の役員が、清水町暴力団排除条例（平成24年条例第16号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。

(4) 破産、民事再生その他これらに準ずる手続の開始申立てがなされているとき。

(5) 応募法人又はその役員が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、前各号の規定に該当する者であると知りながら当該契約を締結したと認められるとき。

6 本施設の改修等に伴う助成

移譲後の施設の改修等については、こども家庭庁が所管する「次世代育成支援対策施設整備交付金」（静岡県においては、「社会福祉施設等施設整備費補助金」）を、法人が静岡県へ申請することを条件とする。

なお、借地料に対する助成については、選定後の協議において相談に応じる。

7 移譲の条件

- (1) 移譲法人において、児童福祉法第43条に規定される児童発達支援センターを設置するため、必要な認可、指定又は許可の申請を行うこと。

ア 児童福祉施設を設置するため、児童福祉法第35条第4項に規定される静岡県知事への認可申請

イ 障害児通所支援事業を行う者として指定を受けるため、児童福祉法第21条の5の3に規定する静岡県知事への指定申請

ウ 本施設の用途を現状の幼稚園から障害児通所支援事業所に変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく清水町長への許可申請

なお、当該地は市街化調整区域に該当するため、改修内容及び児童福祉法第43条に規定される「地域の中核的機能」を強化・補完する取組における自由な提案（以下、「任意提案事業」という。）に伴う施設の使用用途が、都市計画法に適合するかどうか、あらかじめ関係部署（町都市計画課）と十分に協議すること。

- (2) 施設（建物）の所有権移転登記については、移譲法人において手続を行うこと。
- (3) 移譲法人自らが本施設を運営すること。
- (4) 児童発達支援センターの設置後、10年間は同施設としての指定用途に供すること。

なお、移譲法人が事業から撤退の意向がある場合は、1年前までに町と協議を開始すること。

- (5) 清水町在住の児童を優先的に受け入れること。
- (6) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定される児童発達支援を行うこと。
- (7) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定される保育所等訪問支援を行うこと。
- (8) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定される障害児相談支援を行うこと。
- (9) 医療的ケア児及びその保護者への対応に係る支援体制を整備すること。

- (10) 児童発達支援センターに関し必要な次の業務を実施すること。
- ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - イ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
 - ウ 地域のインクルージョン推進の中核機能
 - エ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- (11) 町や関係機関等との連絡調整を行うこと。
- (12) 運営にあたっては、保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対して誠意をもって対応すること。
- また、地域関係者との協議の要請に応じ、地域に根差した運営に努めること。
- (13) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の規定を遵守し、個人の権利利益を保護すること。
- (14) その他、任意提案事業の自由な提案は妨げない。ただし、任意提案事業の実施に要する費用は、公的給付等を除き、原則として提案者の負担とする。

8 主なスケジュール

日 程	内 容
令和8年7月23日(木)～	募集要項の配布
令和8年8月3日(月)～25日(火)	現地見学会（希望する法人のみ）
令和8年7月24日(金)～8月28日(金)	質問の受付期間
令和8年7月31日(金)～9月4日(金)	質問の回答
令和8年9月18日(金)まで	応募書類の提出期限
令和8年9月下旬～10月上旬	第1次審査（選定委員会による書類審査）
令和8年11月上旬	第2次審査（選定委員会によるプレゼンテーション及び面接）
令和8年12月上旬	運営法人の決定・結果公表
令和9年4月～	建物等の無償譲渡の仮契約
令和10年1月	建物等の無償譲渡契約
令和10年3月31日	清水町立清水西幼稚園閉園

令和10年4月1日	移譲予定日
令和10年4月～令和11年3月	施設改修工事・開園準備
令和11年4月1日	(県の指定後速やかに) 児童発達支援センターの開設

9 選定の手続

(1) 選定方法

「公募型プロポーザル方式」により、清水町幼稚園・保育所再編施設運営事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)による選定審査結果を踏まえて、町が選定を行う。

(2) 選定審査

応募者からの提案書に基づき、第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼンテーション及び面接)による総合的な評価を行い、運営法人を選定する。

また、選定審査に当たり、必要に応じて、法人運営施設の現地確認を行う。

なお、選定方法及び基準は、「運営法人選定方法」(別紙2)及び「運営法人選定基準」(別紙3)のとおりとする。

10 応募手続

(1) 募集要項等の配付

令和8年7月23日(木)から、清水町公式ホームページに募集要項及び応募書類等を掲載するので、ダウンロードして使用すること。

【募集要項及び応募書類等掲載場所】

<https://www.town.shimizu.shizuoka.jp/kodomo/kodomo00181.html>

(2) 現地見学(事前申込制)

清水町立清水西幼稚園の現地見学は事前申込制とする。希望する場合は申し込むこと。

ア 担当課へ電話連絡の上、現地見学申込書(別紙4)を電子メールで送付すること。

イ 見学期間は、8月3日(月)から8月25日(火)までの間で個別に実施日時を設定する。

ウ 現地見学への参加者は1法人3人以内とする。

(3) 質問の受付

ア 本募集要項等に係る質問の受付期間は、令和8年7月24日（金）から令和8年8月28日（金）午後4時30分までとする。

イ 担当課へ電話連絡の上、質問書（別紙5）を電子メールで送付すること。

ウ 電話による質問には応じない。

エ 質問に対する回答は、随時本町ホームページに掲載するものとする。なお、最終の回答は令和8年9月4日（金）までに行う。

(4) 応募書類の提出

ア 応募書類

申請に当たっては、以下の書類を提出すること。なお、町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(ア) 児童発達支援センターの設置・運営を目的とした清水町立清水西幼稚園の民間移譲申請書（様式1）

(イ) 児童発達支援センターの設置・運営に係る事業計画書
（様式1 添付書類(1)）

(ウ) 児童発達支援センターの設置・運営に係る収支計画書
（様式1 添付書類(2)）

(エ) 申請に必要な資格を有することを証する書類（任意様式）

(オ) 法人の登記事項証明書

(カ) 過去2年間の法人税、法人等所在地の市区町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(キ) 誓約書（様式1 添付書類(6)）

(ク) 施設改修予定平面図（任意様式）

(ケ) その他町長が必要と認める書類

イ 提出部数

正本1部、副本（正本をコピーしたもの）11部

※ 正本には法人の印鑑を押印すること。

※ A4判縦型に統一し、フラットファイル（左2穴）に綴じ、添付書類には、インデックスを付けること。

ウ 提出方法

提出書類の内容確認をする場合があるため、事前連絡の上、持参する。

なお、遠方等の理由により郵送する場合は、事前に相談を要する。

【現地見学申込書・質問書・応募書類提出先】

〒411-8650 静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1

清水町こども未来課（清水町役場2階）

TEL 055-981-8227

E-MAIL kodomo@town.shizuoka-shimizu.lg.jp

エ 提出期限

令和8年9月18日（金）午後4時30分【必着】

オ その他

- (ア) 提出された書類は、返却しない。
- (イ) 応募書類は、非公開とする。
- (ウ) 審査の過程で、追加資料の提出を求めることがある。
- (エ) 本事業の参加に要する費用は、全て法人の負担とする。
- (オ) 応募書類提出期限後の修正又は変更は、一切認めない。

11 失格事項

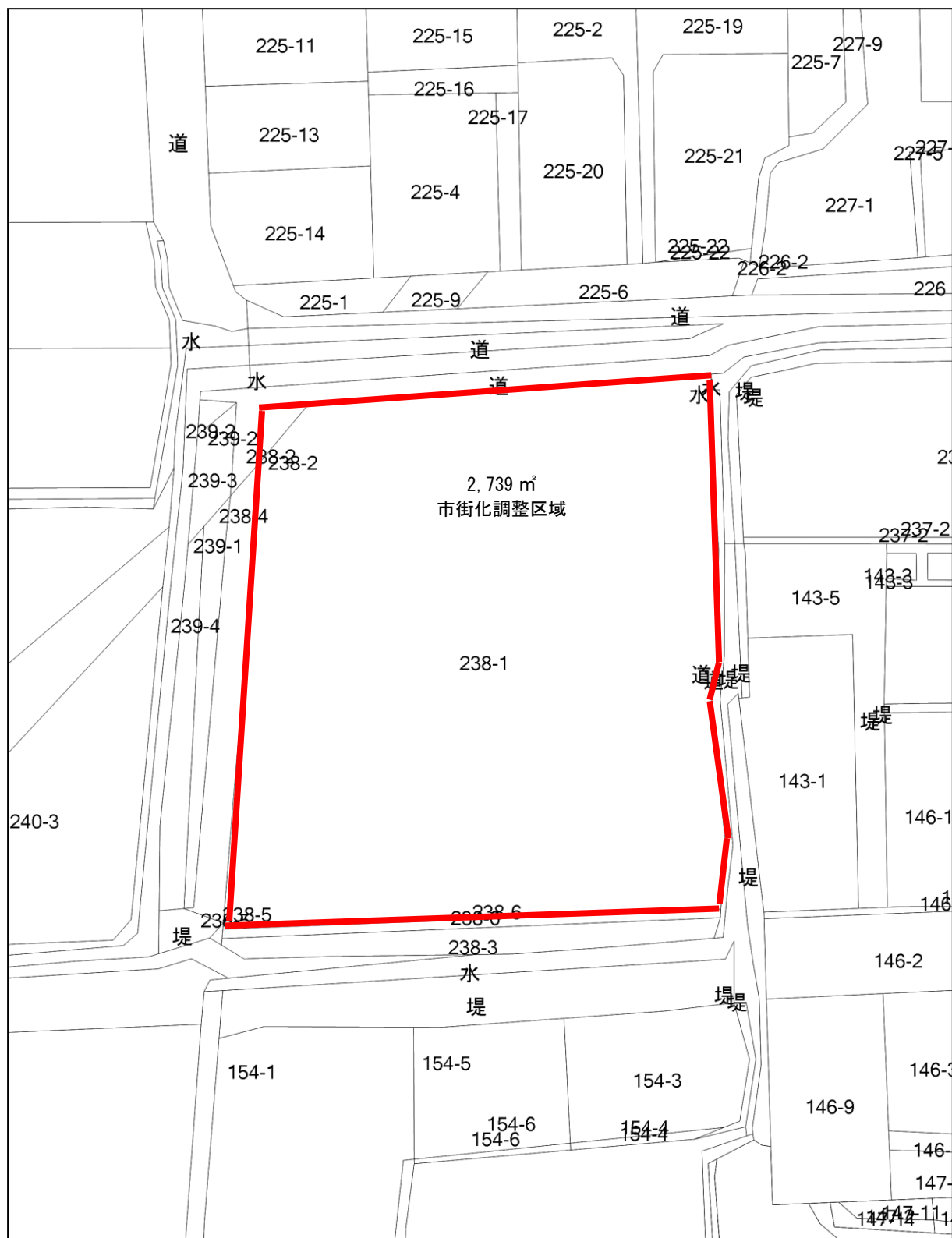
次の各号のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外する。

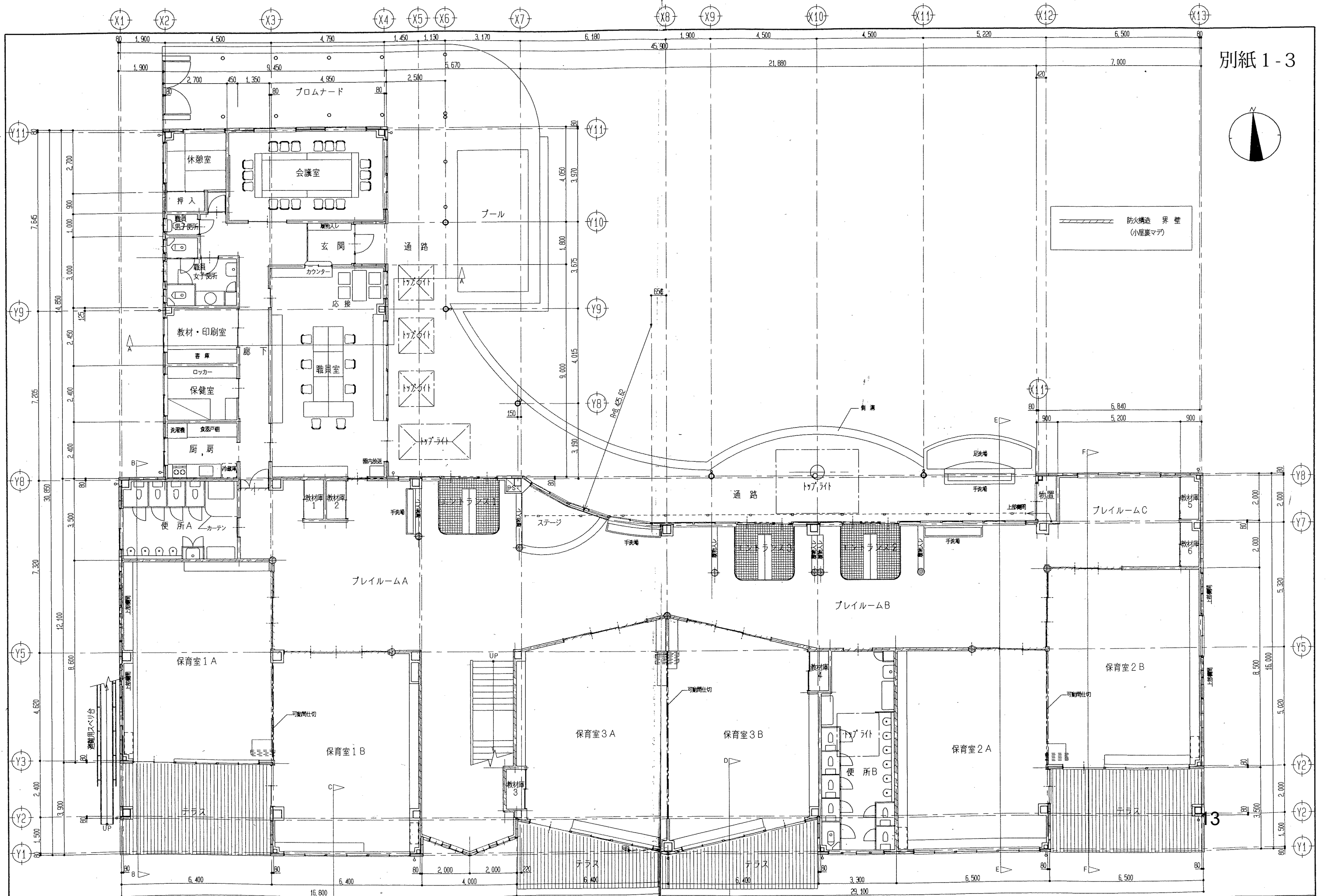
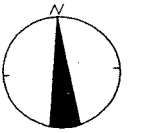
- (1) 法人及び法人の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) この要項に違反し、又は著しく逸脱したとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

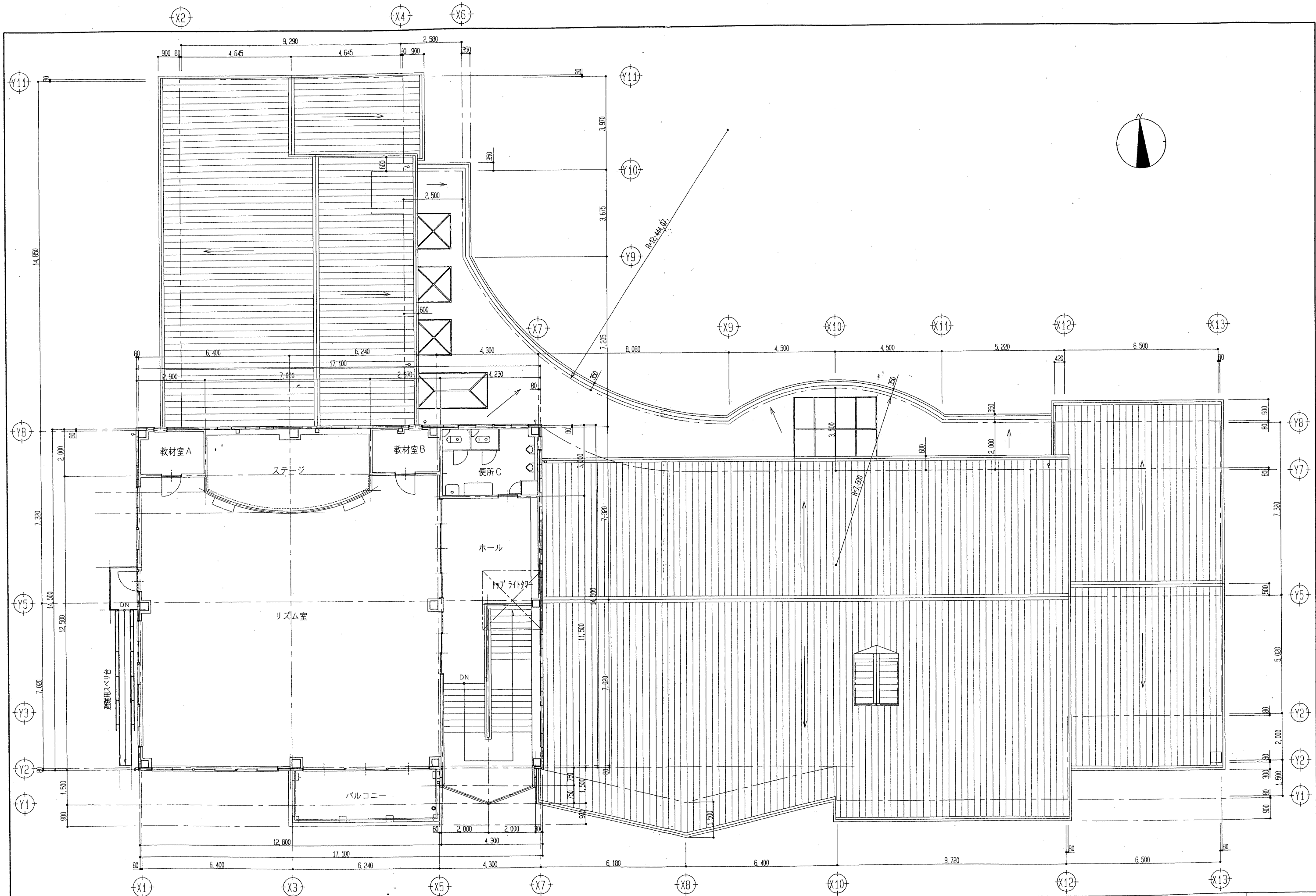
位置図



土地の公図（写）







承認	設計	担当	縮尺 S=1:100 設計年月日 H7.3.	工事名称 清水町立清水西幼稚園 新築工事	No. A-14
				図面名称 2階平面図	

運営法人選定方法

清水町幼稚園・保育所再編施設運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、第 1 次審査では、運営法人選定基準（別紙 4）に示す各審査項目に係る提案内容の書類審査を行い、第 2 次審査に進む運営法人を選定する。

第 2 次審査では、プレゼンテーション及び面接を実施し、各委員の評価点と審査委員会の協議による総合的な評価により運営法人を選定する。

運営法人の決定は、審査委員会の選定結果を踏まえ、最終的に清水町が行う。

1 第 1 次審査（書類審査）

第 2 次審査への通過要件は、次のとおりとする。

- (1) 提出された応募書類を基に応募条件の適否等について審査し、要件を具備している応募事業者が第 2 次審査へ通過できるものとする。
- (2) 第 2 次審査に出席できない場合は、選定対象から除外する。

2 第 2 次審査（プレゼンテーション及び面接）

第 1 次審査での評価点を基本として、第 2 次審査において、各審査項目を再評価する。（第 1 次審査の評価点は、第 2 次審査に引き継がない）。

(1) プレゼンテーション

ア 時間

15 分以内とし、時間を超過した際は、説明途中であっても終了とする。

イ 内容

- (ア) 障害児支援に対する理念について
- (イ) 児童発達支援センターの役割について（地域における療育の中核機関として）
- (ウ) 児童発達支援における専門的支援の提案
- (エ) 業務体制について

ウ 出席者

3 人以内とする。

エ 方法

運営のイメージが伝わりやすいよう、プレゼンテーションソフトなどの使用を可とする。

(2) 面接

応募書類やプレゼンテーションの内容について、20 分程度、各委員が質問する。

運営法人選定基準

審査 区分	審査項目	評価の視点	配点
法人の 状況	応募動機	・ 応募動機は具体的で説得力があるか。 ・ 児童発達支援に対する理念は明確か。 ・ 児童発達支援センターの運営に熱意が感じられるか。 ・ 町と一体となってインクルージョンの推進を行う意思があるか。	20
	財務状況	・ 経営状況に問題はないか。 ・ 新たな施設運営に必要な経営基盤を有しているか。	
業務 体制	事業計画	【児童発達支援について】 ・ 特性や発達に応じた 5 領域に関連する専門的支援の提案があるか。 ・ インクルージョン推進に関する具体的なプランを有しているか。 ・ 医療機関等の関係機関や他職種間との連携体制はどのように行うか。 ・ 給食（食事）の提供計画はどうか。 【保育所等訪問支援について】 ・ 支援の連続性を担保するために、訪問先との協働について、具体的なプランを有しているか。 【障害児相談支援】 ・ 地域の中核として、インクルージョンを意識した連携をするための具体的なプランを有しているか。	50
運営	地域との連携	・ 医療的ケア児及びその保護者への対応に係る支援体制の整備について、どのように行うか。 ・ 町や関係機関等との連携体制、スーパーバイズ・コンサルテーション機能について、どのように行うか。 ・ 町の地域特性を理解しているか。	30
		合計	100